

國家機密

20部内第 20 號

情勢ノ變化ニ應スル對佛措置ニ關スル件

決定

昭和十九年九月十四日
最高戰爭指導會議諒解

一 當面佛印ニ對シテハ現状ヲ維持セシムルモ事態急變ニ應スル爲所

要ノ準備ヲ爲スモノトス

72

二 統一政府樹立セララルル等事態ノ變化ニ應スル對佛印措置腹案概テ

左ノ如シ

(一) 佛印總督カ對日協力ヲ續クル場合

(イ) 概テ現状ヲ維持ス

(ロ) 我方ハ既存日佛條約ニ拘束セラレサル建前ヲ採ルモ事實上右

0778

條約ニ添クト同様ナル關係ヲ繼續ス

(六) 佛印ノ法律的地位、佛國旗ノ使用等ノ問題ハ佛印總督ヲ協力

セシムルノ趣旨ニ依リ時ニ之ニ觸レサルモノトス

(三) 佛印總督府首腦部カ對日協力繼續ヲ不可能ナリトシ平穩裡ニ辭

職ヲ申出ル場合

(イ) 佛印ヲ我軍ノ管理下ニ置クモ差當リ統治機構ハ爲シ得ル限り

之ヲ活用スルニ努ム

(ロ) 佛印軍ニ付テハ要スレハ平穩裡ニ武裝解除ヲ行フ

(ハ) 在佛印佛國人ノ權益ニ付テハ總建ナル取扱ヲ爲ス

0779

(三) 佛印官憲乃至佛印軍力我方ニ離反抵抗シ情勢眞ニ已ムヲ得サル

場合

(四) 武力ヲ行使セテ佛印ヲ占領ス

武力行使ノ時期ハ別ニ之ヲ定ム

(五) 在佛印佛國人中我ニ協力スルモノヘ之ヲ活用スルニ務ム

(六) 原住民ノ政治參與ヲ促進ス

佛印ノ歸屬ハ別ニ定ム

三 廣州灣租借地其ノ他在東亞佛國人、佛國軍隊權益等ニ對シテハ佛

印ニ準シテ措置ス

四 佛本國ニ對スル措置

對佛印施策ニ支障ヲ與ヘサル限リ概ネ獨ノ措置ニ順應ス

備 考

佛本國ニ統一政府樹立セラルル場合トハ米英勢力下ノ佛本國ニ懸

法ニ基ク正統政府樹立セラルルカ又ハ米英等ニヨリ正式ニ承認セ

ラレタル政府カ樹立セラルル場合ヲ指スモノトス

0781